

5 月下旬号
2013 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

5 月 25 日(周六) 9:00~12:00 市政府开设部分业务窗口
5月25日 (土) 9:00~12:00 窓口業務を一部開設します

接受特定健康检查・癌诊断的通知

种类 種類	对象市民 対象市民	检查费 受診料	实施场所 実施場所	询问 問い合わせ
特定健康检查 特定健康診査	40 岁开始到 74 岁为止的加入 東大阪国民健康保険者 (4 月下旬已寄出受診券) 40歳から 74歳までの 東大阪市民健康保険被保険者 (4月下旬受診券を送付)	免费 無料	医疗机关 医療機関	医疗保险室保险管理课 医療保険室保険管理課 TEL 06-4309-3051 FAX 06-4309-3805
胃癌检查 胃がん検診	40 岁以上的男女 40歳以上の男女	500 日元(每年 1 次) 500円(年1回)	医疗机关 医療機関 ※务必事先确认	健康推进课 健康づくり課 TEL 072-960-3802 FAX 072-960-3809
大肠癌检查 大腸がん検診	40 岁以上的男女 40歳以上の男女	800 日元(每年 1 次) 800円(年1回)	医疗机关 医療機関 ※必ず事前確認	
子宫癌检查 子宮がん検診	20 岁以上的女性(2013 年 4 月 1 日时年龄为偶数的人) 20歳以上の女性(平成25年4月 1日現在偶数年齢の方)	800 日元 (2 年 1 次)	医疗机关 医療機関	东保健中心 東保健センター TEL 072-982-2603 FAX 072-986-2135
乳房癌检查 (乳房 X 光检查) 乳がん (マンモグラフィ)検診	40 岁以上的女性(2013 年 4 月 1 日时年龄为偶数的人) 40歳以上の女性(平成25年4月 1日現在偶数年齢の方)	800 円 (2年に1回)	保健中心 保健センター ※务必事先确认	
病毒性肝炎检查 肝炎ウイルス検診	40 岁以上的男女 (没有接受过检查的人) 40歳以上の男女 (検査を受けたことがない方)	1000 日元 1000円	医疗机关 医療機関 ※务必事先确认	西保健中心 西保健センター TEL 06-6788-0085 FAX 06-6788-2916
肺癌检查 肺がん検診	40 岁以上的男女 40歳以上の男女	免费(每年 1 次) 無料(年1回)	保健中心 保健センター ※必ず事前確認	

支付在日外国人高龄者补助费

◇对象：1926 年 4 月 1 日之前出生、1982 年 1 月 1 日之前开始持有外国人登录、2012 年 7 月 9 日以后继续在本市有住民登录（如果已经归化则持有住民登录）的人。因具体条
在日外国人に高齢者給付金を支給
◇对象：大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれ、昭和 57 年 1 月 1 日以前から外国人登録し、平成 24 年 7 月 9 日以降引き続き住民登録している方。(帰化している場合は現在住民登録している)



<p>件也有可能不能领取。详细内容请咨询。</p> <p>◇支付額：毎月1万日元。</p> <p>※已经领取者将会收到现状调查表，请在6月28日(周五)之前递交。</p>	<p>方)条件によっては支給されない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>◇支給額 月1万円</p> <p>※すでに給付している方には、現況届を送付しますので、6月28日(金)までに提出してください。</p>
<p>询问处：高龄介护課： TEL 06-4309-3185 / FAX 06-4309-3848</p> <p>福祉事務所高龄福祉系：(東)TEL 072-988-6617 / FAX 072-988-6620</p> <p>(中)TEL 072-960-9275 / FAX 072-964-7110</p> <p>(西)TEL 06-6784-7981 / FAX 06-6784-7677</p>	<p>問合先： 高齢介護課</p> <p>福祉事務所高龄福祉係</p>

大阪生活指南

IV-1 在留卡

4. 与外国居民有关的住民基本台帳

由于在2012年7月9日外国人登录法被废止，外国人也被登记在住民基本台帳上。住民票上除记载姓名、出生年月日、性别、住址、户主的姓名等以外，还记载国籍・地域、在留资格、在留期间等。另外，在留卡不记载通称名，但住民票有记载通称名的一栏。至今为止的“外国人登录原票记载事项证明书”被“住民票的复印件(或住民票记载事项证明书)”代替而被交付。

除了旅游等的短期滞在者等以外的超过3个月合法地居住在日本的外国人中，对有住址的人作成住民票。如下所记的中长期在留者等人员被作成住民票。

1. 中长期在留者
2. 特别永住者
3. 临时避难许可者或临时滞在许可者
4. 因出生或丧失国籍而成为经过滞在的人

如果生下不持有日本国籍的孩子时，在出生14天以内提交出生登记报告。据此，在住所地的市区町村作成“因出生而成为经过滞在者”的住民票。超过此经过滞在期间的60天以上居住在日本时，从出生起30天以内到入国管理局申请取得留资格。取得许可在留资格后成为中长期在留者时，在入国管理局被交付在留卡。

＜摘自公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)网页「大阪生活指南」＞
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

IV-1 在留カード

平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、外国人の方も住民基本台帳に記載されることになりました。住民票には、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主の氏名などの他、国籍・地域、在留資格、在留期間などが記載されます。また、在留カードには通称名は記載されませんが、住民票には通称名を記載する欄があります。今までの「外国人登録原票記載事項証明書」の代わりに「住民票の写し(または住民票記載事項証明書)」が交付されます。住民票は、観光などの短期滞在者などを除いた適法に3カ月を超えて日本に在留する外国人で、住居地がある人に対して作成されます。中长期在留者など下記の人は住民票が作成されます。

1. 中长期在留者
2. 特別永住者
3. 一時庇護許可者または仮滞在許可者
4. 出生または国籍喪失による経過滞在者

日本国籍を持たない子どもを出産した場合は、出生から14日以内に出生届を出します。それにより、住居地の市区町村で「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。この経過滞在期間の60日を超えて日本に在留する場合は、出生から30日以内に入国管理局で在留資格の取得を申請します。この在留資格取得の許可を受け、中长期在留者となれば、入国管理局で在留カードが交付されます。

＜公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX) 大阪生活必携より＞
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

<p>东大阪市国際情報广场</p>	<p>提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文</p>	<p>TEL 06-4309-3311 FAX 06-4309-3823</p>
<p>大阪府外国人情报处</p>	<p>英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙語、菲律賓語、越南語、泰語</p>	<p>TEL 06-6941-2297</p>

